

議事日程(第4号)

平成29年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第67号 宮崎県自治会館管理組合の解散について
- 日程第2 議案第68号 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第3 議案第69号 宮崎市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第5 議案第71号 町道認定路線の変更について
- 日程第6 議案第72号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第73号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第74号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第75号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第11 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第77号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第13 議案第78号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第79号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第80号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第81号 高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約について
- 日程第17 議案第82号 高鍋町工業用地造成工事(調整池工区)請負契約について
- 日程第18 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第19 発議第6号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
- 日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第21 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第22 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 日程第23 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第67号 宮崎県自治会館管理組合の解散について
- 日程第2 議案第68号 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について
- 日程第3 議案第69号 宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について
- 日程第4 議案第70号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第5 議案第71号 町道認定路線の変更について
- 日程第6 議案第72号 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第73号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第74号 高鍋町課設置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第75号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
- 日程第11 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第77号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第78号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第79号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第80号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第81号 高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約について
- 日程第17 議案第82号 高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）請負契約について
- 日程第18 発議第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第19 発議第6号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書
- 日程第20 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第21 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第22 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 日程第23 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君

15番 春成 勇君

16番 八代 輝幸君

17番 青木 善明君

18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	児玉 洋一君
教育長	……………	島埜内 遵君	教育委員長	……………	黒木 知文君
農業委員会会長	……………	坂本 弘志君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	河野 辰己君
政策推進課長	……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長	……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	…	鳥井 和昭君	産業振興課長	……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	…	横山 英二君	町民生活課長	……………	山下 美穂君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	中里 祐二君
税務課長	……………	杉 英樹君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	野中 康弘君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。第4回定例会は本日最終日を迎えました。14件の案件は委員長の報告を待ちますが、議員提案2件及び執行部より入札に伴う契約2件が提出されたことに伴い、本日9時より第3会議室において委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会事務局から日程説明など2名が参加して議会運営委員会が開かれました。

執行部の説明では、11日に入札があり、本契約とするため提案するとの説明がありました。委員へ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。事務局からは議員協議会で確認した2件の意見書が提出されましたので、そのことについて協議を行いました。日程に追加することで意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、

4件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第67号

日程第2. 議案第68号

日程第3. 議案第69号

日程第4. 議案第70号

日程第5. 議案第71号

日程第6. 議案第72号

日程第7. 議案第73号

日程第8. 議案第74号

日程第9. 議案第75号

日程第10. 議案第76号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散についてから、日程第10、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正についてまで、以上10件を一括議題といたします。

本10件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。平成29年第4回定例会において、総務環境常任委員会に付託された議案について審査した経過と結果について報告いたします。

日時は12月13日と14日の2日間です。第1委員会室において、総務環境常任委員全員出席、要点筆記の事務局長、関係課職員の出席のもと審査を行いました。

今回、本委員会に付託された議案は、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散について、議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について、議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について、議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について、議案第75号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分です。

初めに、総務課関係です。議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散についてと、議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について、議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正については、関連していますので一括して審査しました。

宮崎県自治会館管理組合は、平成30年3月31日をもって解散し、その事務及び財産を宮崎県市町村事務組合が継承する。そのため、構成団体が今までの5市と全町村から全市町村になるため、議会の承認を求めるものである。

宮崎県自治会館管理組合は、昭和41年に自治振興の拠点、市町村職員の研修などの活用を目的とし、設立されたもので、主な収入は宮崎県町村会、宮崎県町村議会議長会、宮崎県市町村振興協会からの事務室賃貸料であるが、専任職員が採用できず、事務は町村会内で処理している。宮崎県市町村総合事務組合も宮崎県自治会館管理組合と同様に、規約・条例等を持ち、予算、決算、議会、会計監査等の事務を行っている。これらを統合し、総合的に運営することにより、事務局体制の合理化と、事務処理の効率化を図るものとの説明がありました。

質疑に入り、宮崎県自治会館管理組合に事務員がないことについての質疑には、庁舎の管理がないので対応できているとの答弁でした。

次に、議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について。平成21年以来の大規模な組織の見直しである。高齢社会、地方分権など時代に即応するための改編。移住・定住、ふるさと納税、企業・農業部門での強化を目的としている。具体的には組織機構再編プロジェクト会議や、行政事務改善委員会などで協議して、町長に提案したものである。総務課、政策推進課、産業振興課、農業委員会が再編の対象となり、再編後は総務課、※財産経営課、地域政策課、農業政策課となる。現行では対応できないということでの組織の改編である。

ふるさと納税、スポーツキャンプ等は商工観光係が担うとの説明がありました。

質疑に入り、ふるさと納税について、6次産業のことを考えれば商工観光係でよいのかとの質疑に、組織機構は生き物であり、常にその時代の状況を的確に捉え、変化し、変遷しながらその時々での最善の体制で政策に臨まなければならないという町長の考えに基づいたものとの答弁でした。

事務改善委員会の内容についての説明もありました。総務課、政策推進課、産業振興課、農業委員会の課長補佐で組織したもので3回会議を行った。ふるさと納税については、今は寄附とか財源ということで、政策推進課に置いてある。いろいろな意見があった。灯籠まつりや鍋合戦についての協議もあったなどの話がありました。

さらに、委員より人員配置についての質疑に、今後の人事異動のときの対応になるとの答弁でした。

また、委員より、商工観光係の業務が多いのではないかと不安がある。ふるさと納税のための組織がいるのではないかと質疑に、人員配置にもよる。1年たって検証していくとの答弁がありました。

※議案第76号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正については、課が変わることでの名称の変更であるとの説明でした。

質疑はありません。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時11分休憩

.....

※後段に訂正あり

午前10時11分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） 失礼いたしました。

先ほど、課の説明をするときに、再編後は財産経営課と言ったそうですが、財政経営課の間違いです。

また、議案第75号を76号と読み違えました。

大変失礼いたしました。続けていきます。

審査が終了し、1議案ごとに採決を行いました。

議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散について討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について討論を求めましたが、討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について討論を求めました。賛成討論があり、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第75号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について討論を求めました。討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第75号までを報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） おはようございます。

平成29年第4回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第71号町道認定路線の変更について、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分についての4件であります。

その審査の経過及び結果について御報告いたします。

日時は、12月13日、14日の2日間、第3委員会室において、産業建設常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行います。

また、現地調査では、キャノン進出に伴う町道認定路線の変更場所の確認を行ってまいりました。

まず、議案第71号、72号、73号の審査報告をいたします。

議案第71号町道認定路線の変更について。まず、建設管理課です。議案内容については、キャノン進出に伴いアクセス道路整備を補助事業として整備を行うための町道路線の変更を行うとの説明があり、質疑に入り、委員より、路線名が変わるだけで現状とは変わらないのかの問いに、変わらない。国の考えは、アクセス道路なのに町道が2路線であれば1路線しか認められないとの答弁でした。

全ての質疑が終わり、採決に入り、議案第71号町道認定路線の変更について質疑が終わり、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、農業委員会です。議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。当委員会では、この2つの議案については関連性があるため、説明を継続して受け、議案内容については、農地利用最適化交付金は、農業委員会等に関する法律の改正により、農地などの利用最適化の推進業務が必須業務になったことに伴い、農業委員会による農地利用最

適化に向けた積極的な活動を推進するために設けられたものである。

交付金は活動実績、成果実績に応じて交付されるものである。活動実績に応じた交付金とは、1、担い手の農地集積・集約化の推進活動、2、遊休農地の発生防止・解消活動、3、農地中間管理機構との連携活動、4、新規参入の促進活動、5、活動に必要な会議の開催、6、その他農地利用の最適化に必要な活動です。

また、成果実績に応じた交付金には、農地利用の最適化に向けた成果の実績により、農業委員会を対象に交付される。1、担い手の農地集積、2、遊休農地の発生防止・解消等です。

また、最適化交付金の委員への交付については、農林水産省から、1、報酬の上乗せとして支給してください。2、手当又は報酬の財源として交付金を交付します。3、上乗せ条例を設置するよう検討、調整をしてくださいとの指示があったとのことです。

報償費ではなく、報酬で支給するため、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例は廃止し、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により対応するものです、との説明があり、質疑に入り、委員より、成果実績では目標値があるが、どんなものかの問いに、国が設定した目標値になる。また、国が設定しているため、目標値が高いとの答弁でした。

委員より、耕作放棄地について、地主が勝手に耕作していない場合はどうするのかの問いに、農地利用状況調査などを行い、その農地をどうされますかと意向調査を行い、農業委員とともに今後どうするかを地主と共に考え、お願いするとの答弁でした。

また、委員より、青地の場合はその方法でよいが、白地の場合はどうするのかの問いに、例えば農地に木が繁茂し、農地に返すことができないと判断した場合は、非農地として判断するとの答弁でした。

委員より、農業委員も最適化推進委員からも活動する場所によっては、活動及び成果実績がなかなか見込めない難しい場所などがあると思うが、そういった不服申し立てはなかったのかの問いに、なかったとの答弁でした。

全ての質疑が終わり、採決に入り、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について、質疑が終わり、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑が終わり、討論もなく、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、3議案の報告を終わりたいと思います。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第71号町道認定路線の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほどの報告の中で、町道が一本化されるということでお聞きしたいんですが、現在の進捗状況、いわゆる用地買収に関してはほぼ完了しているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） お答えいたします。

今回の道路拡幅分についての用地買収ですが、今回の補正予算で入っているということです。入っています。よろしいでしょうか。（発言する者あり）

ほぼ完了したのでしょうかということですが、まだ済んでいないということです。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。

平成29年第4回高鍋町議会定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第70号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分についての3件です。

その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は、12月13日、14日の2日間、第4委員会室において、文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、担当課長及び各関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

なお、報告につきましては、議案順及び担当課順に行い、また、全ての審査の報告ではなく、特徴的な部分の審査報告といたします。

まず、議案第70号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についての説明があり、高鍋町持田地域まちづくり協議会に引き続き指定管理者として指定をするもので、高齢者福祉センターは地域や管理団体と密接な関係があるため、町が直接運営管理するより、経費の削減やサービスの向上のメリットがあること、また、平成22年度から指

定管理者制度を導入し、高鍋町持田地域まちづくり協議会に指定していることから、経験を生かした管理運営ができることが指定の理由であるとの説明でした。

委員より、高鍋町持田地域まちづくり協議会の会則はとの問いに、会則があり、その会則に従い活動しているとの答弁でした。

また、委員より、利用している団体は、その利用料金はとの問いに、ひとつぎ会、フォークダンスやエアロビクスのグループ、はつらつ教室の方の利用があり、60歳以上は無料であるとの答弁でした。

以上、質疑が終わり、討論はなく、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正についての説明があり、改正内容は、現在、80歳1万円、90歳2万円、100歳5万円、101歳以上3万円支給しているものを88歳1万円、100歳3万円、ただし、30年度のみ89歳、90歳に1万円支給するもので、目的は特定の年齢に対する現物支給から、全世代型のサービスの充実に転換し、より有効な事業への組み替えをすること。また、第7次老人保健福祉計画、第6期介護保険事業計画においても、対象者及び金額の検討の必要性がうたわれているとの説明でした。

また、過去の条例改正の説明があり、平成21年には支給金額の改正を行っている。また、県内各自治体の敬老祝い金支給状況は、それぞれの自治体により支給年齢、支給金額はさまざまであり、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町は実施をしていないとの説明でした。

また、全世代型のサービスとは、高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担額の引き下げ、新生児聴覚検査の無償化、産後健診の助成を考えているとの説明でした。

委員より、88歳にした根拠はとの問いに、古くから長寿を祝う節目の年の一つであるとの答弁でした。

また、委員より、80歳の支給を残す考えは。また、77歳、78歳、79歳、80歳の人数はとの問いに、全世代型のサービスの充実と持続可能な制度の構築を図りたい。12月1日現在で、それぞれ223人、198人、211人、231人であるとの答弁でした。

また、委員より、平成21年度の改正の理由はとの問いに、厳しい財政状況と高齢者の増加にあるとの答弁でした。

委員より、高齢者インフルエンザの自己負担の金額は。また、引き下がることで接種の状況は変わるのかとの問いに、現在1,500円で、実際にかかる金額は、3,900円程度である。受けやすい環境が整うと考えるとの答弁でした。

委員より、産後健診は今までになかったのか。また、そのかかる費用はとの問いに、実施しているのは妊婦健診の助成で、産後健診は医療機関でまちまちである。助成を行うことにより、統一化が図られると考えている。1回当たり5,000円程度になる。今後、医師会との調整が必要と考えるとの答弁でした。

委員より、新生児聴覚検査の費用は。また、どれぐらい受けているのかとの問いに、6,000円を上回る程度で、ほとんどの新生児は検査を受けているとの答弁でした。

委員より修正案が提出されました。まず初めに、修正案について採決を行い、同数のため委員長採決により否決することに決定いたしました。次に、原案について採決を行い、同数のため委員長採決により原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 修正案の内容について御説明いたします。

祝い金の額。第3条祝い金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の基準日または誕生日における年齢の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。1、80歳1万円。2、90歳2万円。3、100歳3万円。という修正案が出されました。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第70号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 報告では、賛成、反対同数とのことで、委員長判断での可決すべきものとのことでしたが、先ほど修正案が出されましたけれども、ほかの意見はどのような意見が出たのでしょうか。また、賛成とされた委員長として、どのような意見を持って賛成とされたのかお伺いしたいと思います。

総括質疑でも行いましたが、削ってでも必要なお金だったのか。また、別の考え方からすると、何かいい手立てはなかったのか、議論はなされなかったのか、報告がなかったのでお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 反対された方の意見はどのようなものだったのかという御質疑に対しまして、反対された方からの提案理由の説明はありました。

次に、委員長として賛成いたしました。

最後の質疑ですが、先ほど委員長の報告にありましたとおりでございます。修正案が提出されましたので、その審議をいたしました。

以上です。

〔「答えになっとらん」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 修正案の提案理由を御報告いたします。

修正案を出された方の提案理由の説明をいただいておりますので、このとおり読み上げます。

修正案を提出しました2人を代表し、修正案の提案理由を申し上げます。

この条例案については、質疑の過程でも論議がありましたように、問題の多い条例案であろうかと考えます。まず、第1に高齢者に支給されておりました祝い金、80歳、90歳、100歳、101歳以上が、今回条例により88歳、100歳に、80歳、90歳、100歳、101歳以上は削る。また、金額にしても88歳が1万円、100歳5万円が3万円にという提案がなされた。提案理由の説明では、幅広く高齢者や乳幼児の健康づくりのサービスに事業シフトするとの提案。

どのような事業のシフトかの質疑に、1、高齢者、65歳以上インフルエンザ予防接種自己負担額の引き下げ、2、新生児聴覚検査の無償化、3、産後健診、2週間健診、1カ月健診の助成等の新たなサービスの拡充をとの提案であります。

年々高齢者の増加する中での決断、幅広い町民の皆さんの健康維持の思い、改革の一環とは思いますが、高齢者にすれば昭和45年以来からの高齢者の生きがい、敬老の日のささやかな祝い金と記念品、80歳前後の200名以上の高齢者を見ると忍びがたい。よって、別紙のとおり修正案を提出いたします。

という修正案の内容でございました。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 今、質疑がありました、委員会の中では委員長としての意見は申しておりません。が、この条例改正によって幅広い世代の、全世代の事業にシフトするということ、そして高齢化が進んでいるということ、高齢者の方が今後増加しているということ、そういう理由で賛成をいたしました。以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） もう1つ、ある、ないが答えておられないんですけども、も

う総括質疑でも行いましたが、どこかほかのところを削ってでも、そこを削らんとどうしてもなかったお金なのかどうかですね。それは反対された方も恐らくそういうふうな意見が出ていたのではないかなと思うんです。あえてそこを削る必要があったのかというところはね。おまけに、これは敬老祝金条例が一部改正される。敬老祝い金を削って、子どものほうにシフトすると、それは町長の考え方だから、それは当然町長の考え方を尊重してこういう提案がなされているっていうのは理解できます。

しかし、敬老祝い金をもってほかのものにかえていくと、もう、どれぐらいインフルエンザの予防接種にシフトをしていただくのかどうかわかりませんが、そういうものについても、例えばほかの自治体でも、私、どういう自治体だったかというところちょっと記憶がないんですが、インフルエンザについてももう全員に無料で行わせている自治体も全国には幾つかございます。だからそのことを考えたときには、やはり敬老祝い金を削るんだったらお年寄りにシフトした形がいいんじゃないかとか、そういう意見が出たんじゃないかなというふうに私は、私が文教福祉常任委員だったら恐らくそういう意見を言うと思うんです。

だから、いろんな意見が出たと思うんです。それは、とにかくテープを聞いて、録音を聞いて、委員長がある程度書かれたことだろうと思うんですが、報告の中でこういう質疑があった場合は、何かいい手立てはなかったのか、議論がされなかったのかと聞いているわけですから、そういう手立てもなかったのかということもありませんでしたとか、そういう議論はされませんでしたということであれば、それはそれで文教福祉の中でそういうのは議論されなかったんだと、私は判断するわけですから、それは誰がどう判断しようと私には、私が質疑しているんですから。だから、何かいい手立てはなかったのか議論されなかったのですかって聞いているわけだから、議論がなかったのならなかった、議論があったのならこういう議論があって、こうでしたということ、やっぱりしっかりと答え願わないと委員会での審査状況っていうのがよく見えてこない。状況があるんです。

だからそういう状況をしっかりと皆さんにお示しすることで、議会のチェック能力がどれぐらいのものなのかということが、この会議録に永久的に残るわけですね。そのところを私は聞いているわけだから。議論がなかったならなかった。あったんならこういう議論がありましたと答えていただきたい。議長、それでよろしいかと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） それでいいですね。じゃあ今、中村議員からの質疑ありましたが、そこを答えてもらえば結構です。委員長、どうぞ。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 委員会の中で、そういう別の何かいい手立てを議論するということは、そういう質疑はありませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど、総務環境常任委員長からの報告にもありましたように、総務環境常任委員会で

資料もいただき、しっかりと審査をしたところです。

それによると、平成の大合併により、地方自治体が大きく編成し直されました。宮崎市や日向市に都城市、それなどに合併された地方自治体、町村がですね、いわゆるなくなるのではないかと。これでは、町村の会館の事務組合が運営するところが非常に弱くなるんじゃないかと私は心配をしておりましたが、今回見る限りでは、宮崎県市町村総合事務組合の団体の一覧表を見せていただいた結果、まだ宮崎市では合併したところが残っておるという状況がよく理解できました。これから考えて、やはりあの管理運営が引き続き継続できることについて、私はよろしいと考え、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第69号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第70号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号町道認定路線の変更について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第71号町道認定路線の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第72号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の提案理由説明では、町長がかわり、機能を強化する目的であるとの説明でした。町長は財政計画を行う段階での懸念を示唆されたことが、少し気になりました。また、総務環境常任委員会の審査の中で資料も提出され、政策推進課が財政経営課、地域政策課などに分かれるということでした。

気になったのは、現在の商工観光係が地域政策課になり、ふるさと納税やスポーツキャンプなど、そこで行うとの説明でありました。現在、ふるさと納税は事業者だけでなく、農業者も六次産業化を視野に入れて頑張っているところがあり、これからの部門です。これらが総合的に機能し、かつ結果を導く状況がまさに今出されようとしている状況がかいま見える時点で、課を分けることが果たしていいのかは疑問です。そこもきちんと結果が出てくる縦横無尽の行動が出てくるようにする必要があります。

行政はえてして縦割り行政の弊害がありますが、今度の機構改革で、このところが少しでも解消できる仕掛けができればいいかと思っています。

もう一つの問題は、人事配置の問題です。行財政改革で、高鍋町の職員人数も減り、仕事は逆に複雑かつ高度化している状況があるようです。人が人として働ける環境を確保していただくことをお願いして、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第74号を起立によって採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第75号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第75号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

委員会では、同数委員長判断による採決となったようですが、町長の提案理由を聞くと、お年寄りの方からのお話を聞くなどして削られる状況であると考えます。しかし、そのことを自分が言ったことにより今回の削減となったと知ることがあったら、その方はどれほど心を痛められるでしょうか。

近隣町村で、西米良村では100歳到達時に30万円とあります。人数が違うと言われるかもしれませんが、新富町でも10万円、木城町のように高齢者増に伴う廃止は72歳から79歳の方のようです。また、総括質疑でも申し上げましたが、私の住んでいる自治公民館、正ヶ井手地区では70歳以上の方には1人2,000円が支給されます。それに子ども会からは、おめでとうのメッセージまで添えられています。地域でもいろんな行事をこなしながら、それでもしっかりとお渡ししている状況から考えて、高鍋町が30万円の節減のために削減するとは、ちょっと残念であります。

できれば、お年寄りの方々の意見などを取りまとめてからでも遅くはなかったものと判断いたします。自治体予算は確かに限られておりますけれども、笑顔の見える町はいいものです。そのためにも削ってほしくないと判断して、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、岩村道章議員。

○6番（岩村 道章君） 只今、上程されています議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

上程されています祝い金は、80歳、90歳、100歳、101歳以上に支給されてきました祝い金を、今回の条例で88歳、100歳の方のみを対象に支給することとし、幅広く高齢者や乳幼児の健康づくりのサービスに事業をシフトする提案がなされております。内容としては、高齢者、65歳以上インフルエンザ予防接種の自己負担額の引き下げ、新生児聴覚検査の無償化、産後健診の助成とのことです。平均寿命が今後も伸びていくことを勘案し、幅広い町民の皆さんの健康維持のためと思います。

敬老の祝い金がこれから80歳になられる方に対し支給されないことは、見るに忍びがたい思いがしますが、これも福祉事業の改革の一環として本案に賛成をいたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第76号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第11. 発議第4号

○議長（永友 良和） 日程第11、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論、採決を行います。

発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回は、全体で20万円余の予算のようですが、敬老祝い金を削減する一方で自らの期末手当を引き上げるとするのは、住民代表として許せない気持ちです。

また、議員の仕事は住民要求をしっかりと提案できる一般質問、町政のチェックとして総括質疑など、提案に対して賛成か反対の意見を述べる討論しか声を上げることはできません。一般質問は持ち時間30分、総括質疑などは3回まで、討論は1回しかできません。その任を果たすことなく4年間の任期を終わる議員がいることは、住民から不信感を招くだけでございます。選挙のときだけと言われかねません。確かに票をいただき、ここに居ることは、住民の信託を受けていることは間違いないのですが、やはり言いわけはできない状況にあるのではないのでしょうか。提出者に聞いても、その発言回数すら調査されていないという状況から、本当に嘆かわしいとしか言いようがありません。

私は議員歴が7期目です。最初から今のように発言できていたわけではありません。それでも、わからないところを職員から教えを請い、法が変わるたびにその資料を取り寄せ、判断するまでには時間も必要でした。しかし、自慢することができるのは、一般質問については、今まで2回しかやっていない、2回をやっていないだけで、あとはつたないまでもやってくることができました。このことが当たり前であり、質問をしないというのは任

務を放棄していると思えません。そんな中で、毎月の報酬をいただくことでも頑張った御褒美と思える仕事をしなければ、住民に申しわけないと思うのは私の思い上がりでしょうか。

今回の提案、まさにその写し鏡だと思います。住民の方からどうぞと言っていただけるものであれば私は喜んで賛成しますが、今の状況では賛成しかねると判断し、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、賛成者の発言を許します。13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正内容は、議員期末手当の支給月数を改正する内容であります。能力、仕事量、成果などの勤勉手当ではなく、在籍することにおける手当であり、また議会の議員の期末手当は、国、県及び本町特別職の職員の給与に関する条例に準じて定めているもので、本年の人事院勧告を受けて特別職の給与に関する法律の一部改正および条例の一部改正が実施されたことから、本町の議会の議員の期末手当も同様に改正する必要があると判断し、賛成とするものであります。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、発議第4号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号

○議長（永友 良和） 日程第12、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○総務環境常任委員会委員長（岩崎 信や君） 先ほどに引き続けて報告いたします。議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について報告いたします。

初めに、総務課関係です。印刷製本費は、町長、副町長の名刺印刷費。備品購入費の公印は新たな課ができるため。燃料費、修繕料は、町長車。消防車の災害対策費の需用費は、

定期監査指摘事項で備蓄毛布を備品購入費から消耗品費への切りかえるもの。津波避難タワー建設事業は、平成29年度の国庫補助金が予定より多く配分されたため、次年度執行予定の樋渡地区津波避難タワー建設工事の工事費の一部を繰り上げて予算計上するもの。防災士養成事業は、10人で見込んでいたものが23人になったためなどの説明がありました。

質疑に入り、消耗品と備品の相違についての質疑に、すぐ使うものでなく、備蓄していたので備品としていた。指摘されたので消耗品としたが、管理が備品と同様であると考えたとの答弁でした。

また、町長、副町長の名刺には、新たにできたマークをデザインするかとの質疑に、検討したいとの答弁でした。

町長車燃料費については、企業誘致など、県内、県外出張の増加によるもの。

また、委員より、津波避難タワーについていつからできるのかとの質疑に、本体工事は来年度になるとの答弁。関連して、委員より、導入道路の整備の要請がありました。

次に、町民生活課関係です。環境衛生費の光熱水費は、唐木戸霊園の水道使用料。修繕料は同じく唐木戸霊園の階段に手すりを設置するもの。清掃費のじんかい処理費の需用費は、不法投棄パトロールの燃料費。備品購入費は犬猫不法投棄の監視するための看板をつくるためのインパクトドライバーなどの説明がありました。

質疑に入り、委員より唐木戸霊園の水道料がふえた理由についての質疑に、漏水など特別な理由はないとの答弁に、水道の蛇口の新たな対応があるのではとの発言がありました。

備品購入費のインパクトドライバーについては、安いのではないかと質疑に、高いものもあるが、これで対応できると考えるとの答弁でした。

次に、税務課です。備品購入費のメールシーラーは、督促などの文書を圧着してはがきの料金で出すための機械代。税還付金は、予定納税の還付金などの説明がありました。

質疑に入り、メールシーラーは今まではリースであったが今回購入する理由についてはとの質疑に、そんなに故障するものではないので、メンテナンス料を払うよりも修繕費で対応するほうが安くなると総合的に判断したものと答弁でした。

次に、政策推進課です。債務負担行為の保守点検委託は、電算機のハードウェアとソフトウェア。歳入の地方特例交付金、地方交付税は確定によるもの。県補助金の地方交通機関運行維持対策補助金は、3路線4系統の廃止路線代替バス運行欠損に対するものである。町債の単独道路改良事業債は工業用地に、津波避難タワー整備事業債は樋渡地区につくるものに、小学校施設整備事業債は西小第3トイレ改修に対するもの。歳出の文書広報費は、広報に対するアンケート。企画費のスポーツ合宿補助金は高校1、大学3への補助金。

質疑に入り、スポーツ合宿補助金については、社会人チームにはないとの答弁。広報に対するアンケートへの質疑には、「お知らせかなべ」、「広報かなべ」などに対する要望や見直しなどに対する町民の方の意見を求める調査であるとの答弁でした。また、地方バス路線維持補助金については、昨年10月1日から9月30日までのバス年度によ

るものとの答弁でした。

議会事務局です。歳出の議会費は29年度分議員期末手当の増加分。需用費の印刷製本費は議会だより分。

質疑はなく、委員より、議会だよりに対して質の高いものにするため予算の要望がありました。

現地調査として、樋渡地区の津波避難タワー予定地とふるさと納税事業者のヤミー・フードラボに行きました。

審査が終了し、採決を行いました。

議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について討論を求めました。反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、後藤正弘議員。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） それでは、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について、まずは農業委員会です。

歳入では、農業者年金業務委託金で、歳出で主なものは農業委員報酬、農地利用最適化推進委員報酬、消耗品費との説明があり、委員より、報償費、活動謝金についての問いに、条例改正により農地利用最適化交付金を報酬として支払うために組みかえを行ったとの答弁でした。

次に、建設管理課です。歳出で主なものは、道路維持の工事請負費で、街路樹植栽工事、宮田前線側溝布設、上塩入・家床線。町単独道路改良費では、委託料の茂広毛平付・上永谷線、茂広毛平付・式本松線、西側アクセス道路、水谷原坂平付・山伏山線。工事請負費では、青木・安蔵線、平原・大戸ノ口線。公有財産購入費では、茂広毛平付・上永谷線。補償補填及び賠償金は、茂広毛平付・上永谷線。社会資本整備総合交付金事業の工事請負費は、天神鶴・茂広毛平付線。補償補填及び賠償金で、東光寺・鬼ヶ久保線。公園管理費の需用費では、修繕料は舞鶴公園階段手すり設置及び舞鶴公園男子トイレブースの取り替えで、単独災害復旧費では、工事請負費、北牛牧・老瀬坂上線、高平川、水谷原坂平付・堀ノ内線などとの説明があり、委員より、町単独道路改良費の測量設計委託の予算は課内でやっているのかの問いに、県の積算基準を元に行っているとの答弁でした。

委員より、社会資本整備総合交付金事業の補償補填及び賠償金で、東光寺・鬼ヶ久保線の600万円の問いに、当初補償の算定を行ったが、平成26年で3年たっているので、

単価の見直しを行った。また、ことしがちょうど補償算定基準の見直しに当たるので、移転先の再築工法の単価が上がったとの答弁でした。

委員より、さくら通りの街路樹植栽工事で、植えるますを大きくして水はけをよくするとの説明でしたが、交通の面での支障はないかの問いに、ます自体は大きくするが、歩行者に支障の出ないように行うとの答弁でした。

最後に産業振興課です。歳出で主なものは農地費の農業用水維持管理費補助金、尾鈴地区土地改良事業費の県営畑地総合整備事業負担金で、現在の進捗率は平成29年度予算を含め、高鍋町施工場所については60%となる予定との説明がありました。

次に、農村施設費の交流施設の修繕費については、水道施設の減圧弁が破損しているので取り替えのための修繕費。農政企画費で、県補助金返還金については、平成29年2月9日に会計検査が行われ、会計検査院から高鍋町が給付している給付者のうちの1名が給付要件である農地要件を満たしていないと指摘があり、要件を満たしていない平成27年7月から平成28年3月までの9カ月分が返還となった。

地場産業振興対策補助金。町内事業者が新たに商品化する地場産品の開発経費などを助成するもので、申し出があった事業者に対して事業費概算額を聞き取ったところ、不足を生じることになったため、予算を計上。

次に、農地災害復旧費の工事請負費は羽根田地区農地災害復旧工事で、農業用施設災害復旧費の工事請負費は羽根田地区農業用施設災害復旧工事2箇所との説明がありました。

質疑に入り、委員より、農地費の補助金で、適正化事業費の20%補助するが、負担割合は決まっているのかの問いに、適正化事業に関して、地方公共団体の補助金は、30%に相当する額が標準となっており、過去の負担割合にならって20%としているとの答弁でした。

委員より、尾鈴土地改良事業の県営事業負担金はどのような事業を行うのかの問いに、配管工事、測量設計委託、散水機具購入などの答弁でした。

委員より、商工業振興費の地場産業振興対策補助金は、新商品開発の補助金ということで、今まで開発された商品の件数の問いに、昨年3事業所、おとし1事業所、本年度5事業所予定しているので、3カ年で延べ9事業所が商品開発を行っている。また、1事業所が複数の商品開発をしている場合もあるとの答弁でした。

全ての質疑が終わり、採決に入り、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について、質疑が終わり、反対討論があり、採決に入り、同数のため、委員長採決により賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

ページ30、31ページにあります、先ほど報告の中で尾鈴土地改良事業に関して、県営事業高鍋分の進捗状況として60%との報告がありましたが、残っている地域区分はどの辺になるのでしょうか。

それから、ページ32、33の商工業振興費に関して、25万円増額されておりますが、この要因はどのような事業者がどのような開発を行っているのか、多分資料が出ているんじゃないかなと思いますので、報告願いたいと思います。

それから、ページ36、37にある公園管理費の増加については、説明がありましたけれども、ほかの公園についての実態は報告されたのか、質疑があったのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） お答えいたします。

先ほど、現在の高鍋町の進捗率、畑灌に関しての進捗率は60%と説明いたしました。中村議員の残っている地域部分についての説明はどうなっているのかについては、実際、染ヶ岡、鬼ヶ久保1期地区は高鍋単独の進捗なので、実際パーセント、60%という数字が出ましたが、ほかの染ヶ岡、鬼ヶ久保2期地区、染ヶ岡、鬼ヶ久保3期地区は、高鍋及び川南町と2町をまたがるので、進捗率が出しにくいということで、現在、事業工期予定としては、平成32年までなっているということです。随時、また工事のほうはふえてくると思うとも言っていました。

次の、商工業振興費に関して25万円の増額されているが、この要因についてということで、一応、開発商品の品物のみでよろしいでしょうか。業者……はい。お米、大福と、冷凍シューマイと、冷凍食パン、カタラーナ、キャベツスープ、ディップソース、大師米ということが新商品で出てきていますので、それに対して増額になっております。

次に、公園管理費の増について説明がありましたが、他の公園についての実態は報告されたのかですが、舞鶴団地の公園内の桜の枝の伐採についてはありましたが、他の公園のことについては報告はありませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっとこれ、確認だけですが、先ほどですね、商工業振興費の中の補助要項というのは大体50%じゃなかったですか。どうだったんですか。予算が今度25万円ふやされて、125万円になるのですか。どうなるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 正弘君） 産業振興課を通じて、申し出があった事業者に対して、事業概算額を聞き取ったところ、不足を生じることになったため予算計上するもので、補助金見込み額が125万円、予算現額が100万円で、一応補正予算が、それから差し引いた補正予算計上額が今回の25万円となっております。50%となっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について、御報告いたします。

初めに、健康保健課です。歳入の特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から一般会計へ繰り入れるもので、歳出の社会福祉費、老人福祉費の繰出金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものとの説明でした。

次に、福祉課です。社会福祉総務費は、避難行動要支援者名簿作成のため、事務補助員として22名職員の賃金を計上したとの説明でした。障害福祉費の扶助費は訓練等給付費のうち、共同生活援助は月額増加により増額。機能訓練は利用者減により減額。生活訓練は月額減により減額。就労移行支援は利用者増により増額。また、就労継続支援A型は利用者増により増額。就労継続支援B型は利用者増により増額するもの。また、障害児通所支援事業費のうち児童発達支援は、利用者増により増額。放課後等デイサービスは、利用者増により増額。保育所等訪問支援は、月額、利用者ともに増加による増額となり、国が2分の1、県が4分の1の負担金割合になるとの説明でした。

児童措置費の子ども子育て事業費の委託料は、放課後児童健全育成事業の補助基準額の増額、めいりん児童クラブの利用者増に伴うもの。また、障害児受入推進事業の補助対象となるため。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の補助対象となるため補正するものとの説明でした。

児童福祉総務費の子ども子育て事業費の国庫補助金返還金は、高鍋幼稚園放課後児童クラブの実績減に伴うものと、ヒマワリ保育園の事業申請取り消しに伴うものとの説明でした。

委員より、ヒマワリ保育園の申請取り消しの理由はとの問いに、保育台帳を管理するシステム導入であるが、園児が少ないためとの理由で辞退されたとの答弁でした。

次に、社会教育課です。社会教育費の図書館費は、2月に行う蔵書点検に伴いバーコードリーダーを4台、マスク、軍手等の消耗品を購入の予定である。また、光熱水費は、ここの猛暑により空調稼働に伴う電気代の不足分を計上するものとの説明でした。

また、総合運動公園費は、消耗品費の町営球場、小丸河畔野球場のベース・ピッチャープレート2組、小丸河畔野球場の整備用トンボ10本の購入と、町営野球場の外野部緩衝マットは亀裂が入っているため15枚補修するもの。小丸河畔野球場の防球ネットは破れているため5枚修理するもの。町営球場のダグアウトフェンスは安全面を考慮し、破れている金網の修理をするもの。小丸河畔野球場のナイター設備は電気がつかない箇所と配線の修繕をするため計上するものとの説明でした。

次に、教育総務課です。学校管理費は東西小学校ともに印刷機トナー、印刷用紙等の消耗品費の不足が見込まれるため。光熱水費は今後の見込み額を計上したとの説明でした。同じく東中学校は、消耗品費の不足が見込まれ、また光熱水費の見込み額を計上したとの説明でした。修繕料は、生徒玄関ドアフロアヒンジ取り替え、北棟2階窓シーリング補修、消防用設備改修の予算であるとの説明でした。

西中学校修繕費は、生徒玄関ドアフロアヒンジ取り替え、また委託料は体育館外壁等改修工事実施設計を、当初は職員が行うこととしていたが、長期療養中のため外部発注の必要性が生じたことにより計上したとの説明でした。

委員より、建築技師職員は何人いるのか、また募集はあるのかとの問いに、現在1名いるが療養中であるため、次年度に採用予定であるとの答弁でした。

西小学校費の土地借上料は、敷地内の国有地の国有財産有償貸付契約の契約更新のため、平成30年1月から3月までの予算を計上するものとの説明でした。

委員より、国有地はどこになるのか、また契約は続くのかとの問いに、児童が活動している学校敷地内にあり、更新する予定にしているとの答弁でした。

同じく西小学校工事請負費は、第3棟トイレ改修工事で、国の学校改善交付金事業を活用して実施するもので、年度内の工事完成が見込めないことから繰越明許費を設定するとの説明でした。

教育振興費の西中学校費は、第19回アイデアロボットコンテスト九州大会出場のための交付金を計上したとの説明でした。

委員より、部活があるのかとの問いに、部活ではなく技術家庭科の先生が指導されていて、九州大会で優勝したことで全国大会に出場が決まったとの答弁でした。

以上、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について、討論はなく、採決に入り、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中関係部分について、質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 2点ほど質疑をします。ページ26、27の国庫補助返還金がありますけれども、これは先ほど説明がありましたけれども、説明を聞く限りでは価格の設定、要するに予定価格を設定する上において、もう子どもが、要するに少ないからということももう当初からわかっていたことであると思うんです。そのことをしっかりと、ちゃんとわかっているならばそこはもう今のように返還金がなくてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですが、そのところはどのようなふうに審査をしてこられたのかお伺いしたいと思います。

それから、ページ40、41。先ほど、ロボットコンテストっていうのが九州大会、沖縄に行ったようなんですけれども、その中で、先ほど全国大会に行くということも報告を

されましたけれども、これが九州大会で出場の交付金が不足をしていないかどうかということは非常に気になる場所なんです。そのところがどういうふうにか常任委員会の中で審査が行われてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 国庫補助金返還金の質疑に關しまして、委員長報告で報告しましたとおり、そういう質疑がございました。それ以上の質疑はありませんでした。

次の質疑ですが、こちらの西中学校ロボットコンテスト九州大会、この九州大会に關しましては、交付金交付要綱に基づき出場交付金が出されたという説明がありました。

以上です。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前11時46分休憩

.....
午前11時46分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） 委員会の中でのその審査の質疑は出ませんでした。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、反対の立場で討論を行います。

この中には学校整備費を初め、負担金や補助、放課後対策事業費など、子どもに係る各種委託費用、4月からの事業運営をスムーズに行う債務負担行為など、賛成すべき提案は数多く存在します。また、津波避難タワーなど災害関連事業の繰越明許もありますが、キャノン進出に伴う道路拡張及び諸費用のため、公共施設等整備基金からの繰り入れが2,200万円ですが、あります。この基金は、道路関係で使ってはならないとはありませんけれども、キャノン受け入れのために今回は繰り入れていませんけれども、財政調整基金からも持ち出しています。

私も、子どもの進学費用を十数年こつこつとためていましたが、使うのはほんの数年で。公共施設等整備基金も、勤労者体育センターを初め、国体を誘致するためには空調関

係は必須条件と聞いております。県がお金をくれるだろうとたかをくくっていると誘致にも限界があると想定できます。

このように、なりふり構わぬ資金調達の果てに一体何があるのでしょうか。出せるところがないからと思われているのでしょうか。お貸しくださいでは町運営はいずれつまづきます。また、議会では、議員の期末手当が20万1,000円ですが計上されています。これについても、私は先ほどの議員発議への討論でおわかりのように、わずかでも反対は反対です。このように2点しかなくても反対の意思は貫くべきと判断して、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第77号を起立によって採決します。

本案に対する各委員長報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第77号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第78号

日程第14. 議案第79号

日程第15. 議案第80号

○議長（永友 良和） 日程第13、議案第78号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）から、日程第15、議案第80号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上3件を一括議題といたします。

本3件は特別会計予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○特別会計予算審査特別委員会委員長（青木 善明君） 平成29年第4回高鍋町議会定例会において、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案は、議案第78号、第79号、第80号の3件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、12月12日、13日の2日間、審査は第3会議室にて行い、議長を除く15名の委員出席のもとに、執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を受け、慎重審議を行いました。

初めに、議案第78号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、平成28年度療養給付費市町村負担金確定に伴うもので、一般会計から繰り入れた後、後期高齢者医療広域連合に納付金として支払うものと

の詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、諸支出金も平成28年度確定に伴うものかの問いに、確定に伴うものとの答弁で、また、医療費広域連合納付金は4億9,712万6,000円で確定した金額なのかの問いに、29年度概算分と28年度精算分が含まれているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論はなく、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）です。今回の補正は地方自治法第214条の規定により、平成30年度の浄化センターの維持管理委託等について、債務負担行為の設定を行うとのことで、各限度額の積算根拠の詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、運転管理委託について昨年と同様かの問いに、積算基準が労務単価は電工の単価をもとに積算しており、昨年より上がったことにより、2,798万1,000円で限度額を設定している。ちなみに昨年は、2,692万円との答弁で、また、汚泥運搬処分委託についてどのような算定になっているのかの問いに、土木の標準歩掛を用いており、その中で人件費の高騰、ガソリンの高騰も計算してあるとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、賛成討論があり、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。歳入歳出予算の総額に変更はなく、今回の補正は、審査支払手数料を平成29年4月に総合事業への移行実績に伴い増額し、総合事業費精算金を減額するもので、また、債務負担行為では、地域包括支援センター運営事業委託、通所型サービスA事業委託、通所型サービスC事業委託、認知症地域支援推進事業委託の詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、地域包括支援センター運営事業委託の積算根拠についての問いに、人件費及び事務費の合計からプラン事業の収入を引いた額を積算根拠にしているとの答弁で、また、通所型サービスA事業委託と、通所型サービスC事業委託は、単価が違うのはなぜかの問いに、通所型サービスC事業委託が500円高いのはリハビリ専門職によるサービス提供のためであるとの答弁で、また、理学療法士、作業療法士配置の確認作業はできているのかの問いに、契約書の中で理学療法士を配置するようにしているとの答弁で、また、理学療法士によっては引き延ばされて自己負担が発生しているのではの問いに、毎月実績で改善等の状況を報告していただくようにしているとの答弁で、また、認知症地域支援推進事業委託内容についての問いに、認知症地域支援推進員を包括支援センターに1人配置しており、主な業務は認知症ケアパス作成とか、認知症理解のための普及啓発を行っているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、賛成討論があり、審査の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案についての御報告といたします。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第78号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第78号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第78号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第79号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論を行います。

いつも気になるのは、委託を受託する立場を考えます。燃油の高騰を初め、最低賃金を初め社員の給与は、人事配置はと考えたとき、配慮すべきは委託を出す高鍋町だと考えており、そこに配慮されていると判断し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第79号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第79号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第80号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

この後、追加提案が2つと議員発議も2つ残っておりますので、ここでしばらく休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後0時00分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第16. 議案第81号

○議長（永友 良和） 日程第16、議案第81号高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第81号高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 高鍋町工業用地造成事業土地造成工事について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町工業用地造成事業土地造成工事、工事場所は高鍋町大字南高鍋字高岡。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は3億6,558万円。契約の相手方は、住所が宮崎市天満2丁目6番13号、九州建設工業株式会社、代表者、代表取締役山下寛治でございます。

なお、この工事につきましては、平成29年12月11日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、九州建設工業株式会社、株式会社増田工務店、株式会社河北、株式会社桑原建設、川野建設株式会社、株式会社伊達組の6社でございます。

指名基準につきましては、宮崎県の格付「特A」を受けている西都、児湯郡内の業者を指名しております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第81号高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約について質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 何点か質疑を行いたいと思います。

先ほど、担当課長の説明がありましたが、この中で、談合が疑われるような事実はなかったかどうか。そして、入札率が何%であったのか。それと、造成工事を行う上で、私が一番気になっているのは、土地の所有、これがもう移転ができているのかどうか。そこをやっぱり一番確認しておかないと、人の土地を触ることはできませんので、そしてこれ、いつから工事を始め、いつぐらいにはちゃんと終了できる、完成工事となるのかどうかというのを確認をして、できるだけキヤノンとの関係があると思いますので、5月にはしっかりと受け渡しできるような状況というか、それをつくっていくことが肝要なんじゃないかなと私は思っておりますけど、執行部のほうはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） お答えいたします。

まず、談合情報、談合はなかったのかという御質疑ですが、入札の際には入札書と併せまして積算内訳書というのを提出いただいております。それを確認をした結果では、そういう不自然なことはございませんでしたので、入札は適正に行われたというふうに判断しております。

この案件の落札率については、97.92%でございます。

そして3点目でございます。あそこの土地の移転、個人所有の土地の移転の状況ですが、まだ100%ではございませんが、ほぼ年内、年明けぐらいにはほぼ終了するという見込みで予定を進めております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 副町長、もう1点。副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 失礼いたしました。

もう1点、工期ですが、造成工事の工期につきましては、平成30年の12月25日——来年いっぱいですね、12月25日を予定しております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど、落札率が97.92と、すごく高いような気がするんですよね。やはり、ここはちょっと最高でもやっぱり95ぐらいまでに抑え込んでいく必要があるんじゃないかなと思うんです。やはりこれ、確かに人件費とかいろんなのはありますけれども、この九州建設そのものがもし下請とか、そういうものに出されていくのであれば、やはりちょっと気になるころの率ではあるんですよね。やはりそこ辺のところをこう鑑みて、入札には不正はなかったと、積算内訳書もちゃんと見たというところなんです。談合があったかないかっていうのは、私たちが知る由もありませんで、逆に言えばその入札に参加された方々が一番よく御存じのはずですので、もしそういう情報が万が一にも漏れた場合、そして私たちはここで決をとって賛成したとしても、もし万が一それが談合があったというようなことが出てきた場合、やはりチェックする責任というのは非常に問われてくるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり、積算の内訳書を出すときに、いろんな積算根拠になる、いろんなところから出ているそういう積算根拠のものが、いろんなところから出ているんです。それ、どこのが使われたかっていうのも私ちょっと気になるんですが、どこのを使ったかまでは把握されているのか、いないのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午後1時08分休憩

.....

午後1時08分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 積算内訳書は各業者さんから提出いただいています。その内訳については、確認をしていますけれども、その内訳書の根拠ですね、それについては、それはもう業者さんが根拠に基づいて上げてきた数字ということで、それまでは確認はしておりません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そして、先ほど課長の説明で、特Aっていう資格を持って、ランクにある業者、それを西都、児湯管内でということと言われましたけれども、これが西都、児湯管内でなぜ行ったのかということ。業者も県内、いわゆる県外を問わず、皆さんにオープンな形での請負契約の、要するに入札の御案内っていうのをやっていたら、ひょっとしたらもっと安く上がるんじゃないかと、落札率が低くて済むんじゃないかというふうに私はちょっと思ったんです。

財政もなかなか厳しいことですので、ここで2,000万円なり3,000万円なりが違ってくる、大きくやっぱり、またほかの事業も道路工事のほうにその分回せますので、正直な話言って、私が議員になったころは、確かに高鍋町の業者を育成するという立場か

ら高鍋町の業者に多く、こういう請負契約を出してきた状況っていうのがありますけれども、やはり西都、児湯管内で、業者の数も少ない、競争も少ない、やっぱり競争のあるところでいい仕事と、いい仕事ができると私は思うんです。やはり、井の中の蛙ではなかなかいい仕事っていうのはできないんじゃないかなというふうに思うんです。やっぱり全国レベルで言ったら非常に高度なものを持っていらっしゃる部分もあるだろうと思うし、やはり業者も数も少ないのにどうしてこういう形になったのかなっていうのがちょっと気になるところではあるんです。

私がちょっと聞いたところによると、8社ぐらいは最低、入札に関してはですね、こういう億単位を越す事業については8社なり、やっぱり10社なりで、多くの業者に見積もりというか、要するに入札をさせるというのが非常に今時のやり方だというふうに聞き及んでいますが、そういう全国展開をしているところからすれば、今全国的にも仕事がなかなかない状況ですので、余り買いたたかれるのもちょっと、でも最低の価格っていうのもございますので、そこでできると判断する。だから材料についても、やっぱりこの建設業なりがやっぱり不景気であれば、余り買いたたかれるのも、入札率が低いのもこれはちょっと問題もひょっとしたら発生するのかなと思わないでもないんですが。

だからそのところが、請負契約についての考え方っていうのがどういうふうになっているのか。だから、入札者が少なかった理由というのは一体何なのかということもしっかりと答えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） まず、基本としまして、指名競争入札を行いました。さっき議員も言われましたけれども、その基本としましては町内業者の発注機会の増加とか、育成というのが前提でございます。

その中で、今回の造成工事につきましては、大規模であるということ。あと、非常に複雑で短期間でやっていただかなきゃいけないといったところ、そういったところを総合的に企画ですとか指導、調整のもとに造成工事を行う必要があるというふうに判断をしまして、格付が特Aの業者を指名をするという判断をしました。その中で、特Aの業者の中では、町内では2社ございますけども、その2社では入札できませんので、そこをまず、範囲をもう少し西都、児湯に広げたところが6社ありましたということで、その6社で入札を行うという判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 今、お聞きしたところ、落札率が97.92と、私も非常に高いと思うんですが、そこでちょっと確認も含めて、設計価格と予定価格はどのぐらいの差があったのか伺います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 設計金額と予定価格は同額でございます。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 予定価格は通常、町長において裁量権があると思うんですが、なぜ一緒であると。裁量権を発揮しなかったのか、そこを伺いたと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） まず、設計価格です。設計価格については、これは事前に業務委託で作成します。土地造成計画により、設計数量と算出した工事設計額を算出しております。そして、単価については県の標準価格を使用して予定価格を——設計金額ですね——を算出しておりますので、その額についてはもうそれが正式な金額だということですので、それをイコール予定価格としておるところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第81号高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約について、反対の立場で討論を行いたいと思います。

まず、特Aの業者、これを西都、児湯に限ったということについて、私は異論があります。やはりこういった大きな事業になればなるほど、専門的な知識も必要ですし、大きな機材も必要となってまいります。それが、特Aの業者であれば確かにその機材も持っているかもしれませんが、状況的に考えますと県内、いわゆる九州管内にまで私は本当は広げていくべきではなかったかというふうに思うんです。それは、とりもなおさず落札率97.92%というのは、非常に高すぎる。やはり、町民の皆さんの大事な税金を使っていく状況ですので、ここには最善の注意が必要であり、私たちはお金の使い方をやみくもにするものではないというところがあると思います。

誰かがどこかで歯止めをかけないと、このように西都、児湯でいいだろうとか、入札をするに当たって、そういった安直な考え、町内の業者の育成は私がもう議員になって27年です。その中で十分に推しはかってきたのではないかと私は思うんです。だから、10年、20年の状況というのは非常に、私は大事ですけども、やっぱり町内の業者を育成するというのもう、事由に合わない。そういう状況もあるんです。やはり、安かろう悪かろうではいけませんけれども、こういった状況を鑑みて、私は総合的に判断して反対としたいと思います。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号を起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第81号高鍋町工業用地造成事業土地造成工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第82号

○議長（永友 良和） 日程第17、議案第82号高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第82号高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）について、詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）、工事場所は高鍋町大字南高鍋字高岡。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は1億5,962万4,000円。契約の相手方は、住所が高鍋町大字北高鍋4750番地、株式会社増田工務店、代表者、代表取締役社長増田秀文でございます。

なお、この工事につきましては、平成29年12月11日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社増田工務店、九州建設工業株式会社、株式会社尾鈴建設、株式会社ビズ、パシフィック建設株式会社、株式会社津房産業の6社でございます。

指名基準につきましては、町内業者を指名しております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから、質疑、討論、採決を行います。

議案第82号高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）請負契約について質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほどと同じく、やはり落札率についてお答え願いたいと思います。それから、工期についてと、今回は調整池ということで、どのような役割を果たしていくのか。また、どのような仕組みがないといけないのか。そこは入札のときにしっかりと把握されていると思いますので、私はやっぱり調整池となると、ただ水を入れていけばいいというものではなくて、全体的な水の流れとか、いろんなこととか考えたときにど

ういった手法を取り入れるのか、そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） まず、落札率につきましては、95.58%です。工期が平成30年10月31日まででございます。この調整池の役割ですけれども、大規模な造成工事を行う際には県の開発行為の許可が必要なんです、その許可を得るには、あそこから出ます雨水といいますか、水の排水を一気にこう川に流すわけにはいかないので、一旦そこで、調整池でためるということで、開発工事を調整池の設置が義務づけられておりますので、そういうことから調整池の整備が必要ということになっております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 調整池はもっと早くちゃんとしないと、私はひよっとしたらだめなんじゃないかなというふうにちょっと思ったんです。というのは、今度造成工事を行っていか、建物がこうなくなりましたので、基本的に。あそこに雨はもう、浸透するんじゃないかなというふうには思うんです、しばらくの間はね。だから、建物ができてから調整池は本当に必要になってくるのかなというふうに思わないでもないんです。だけど、やはり事業をする上において、この調整池の水がどうなっていくのか、調整池はどのようにしてつくられるのか。シートを張ったりとかそういうことがあるのか。それとも、流量を計算しながらどこにどういうふうに流していくのかということも大変気になるところなんです。その辺のところ、やはり地元の皆さんも非常に心配を、下のほうの皆さんも非常に心配をされておられるみたいですので、その辺のところをお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 工事を担当します建設管理課のほうから説明したいと思います。

まず、調整池でございますが、位置について以前お配りしました図面でわかると思うんですけれども、まず面積が約7,600平米でございます。貯水量が約1万5,000トンです。最初のほうに議員のほうから質疑ありました、もっと早くできないのかということでございますが、確かに造成をしながら調整池ということは、調整池がすぐにできるものではございませんので、計画の中で、調整池ができるまでには仮調整池というのを現場につくります。それで、仮調整池で、それも計算上広さは決めているんですけれども、仮調整池をつくって今まだ現在使っている排水路に流すと、最終的な調整池が完了するまでですね。調整池が完了してからその仮調整池を壊していくと。最終的に調整池に流して、それから下流側、肥後川というところに流れていくんですけれども、そちらの下流側の断面積で一番小さいところを確認して、そこがどれだけの水を流せるかということを計算します。

それと、雨の量と敷地の面積と排水路の勾配で1秒間にどれぐらい流れるかということを計算して、当然あの敷地に降った水が一気に流れると能力をオーバーしますので、それを調整するために計算してつくる調整池の面積が約7,600平米となります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） なぜこのことを聞くのかという一番大きな理由は、実は一ツ瀬の土地改良があったりとかですね、そして新田原基地の広さを今度広くしたりとかして、新富町では鬼付女川が物すごく大量の雨水によって、氾濫したことがあるんです。あそこの鬼付女川の河川改修に至っては、恐らく135億円ぐらいかかっているんじゃないかなというふうには思っているんですが、だから下のほうの人たちは、すごく新富の側の方もおられますし、当然そのときの状況というのを、昔の状況ですが、当然心配されている方もおられるんです。

だから、あそこが一気に崩れ落ちたらどうなるんだろうかというふうに関心されている向きが、実は下永谷のほう、そして新富からこちらに耕作にいられている方なんかからは、非常にその経験がもちろん昔ありますので、そのことが非常に気になっている状況らしいんです。

私もよく知らなかったんですが、やはり現場を見させていただいて、じゃあどうだろうかっていって、その方々にも説明をしたんですけど、一応今度調整池をつくるに当たっては、多分計算はしてると思うけど、大丈夫だろうと思いますっていう話をしたら、じゃあ大丈夫だという印鑑をあんたが押してくるとかっていう話までされたんですよ。それはちょっとできない、できかねますがって言ったけど、だったら大丈夫だって言うなど。近ごろは、もう本当にゲリラ豪雨っていうのがあったりとか、もう台風やらが来て、いろんなのが一遍にあんなして水が出てしまったり、崖が崩れたりとかあるじゃないかって、そういうところも含めてどうなのかというところで、大分詰められてきましたので、恐らく今度、工事の請負契約が出ると思いますので、その辺のところは十分に聞いておきたいと思えますって、その後できちんと皆さんにはお答えしてまいりたいと思えますのでということで、その場は別れたんですが。

やはりこのことについては、しっかりとやっぱり住民、上の土地があるところを、上の台地の皆さんだけでなく、水が流れていくその先のことまで、やっぱり十分考えてしていないと、やっぱりその方々も本来なら不十分ながらもきちんとやっぱりそういう、今、建設管理課長が答弁があったような、皆さんに安心を与えていただくような内容っていうのをきちんとやっぱり説明する文書なり何なりを配付していただくか、その辺のところは肝要かなというふうにちょっと思ったもんですから。

私もなかなかその辺のところは、今7,600平米あるということで、立米がどれぐらいあるのか、ちょっと私にはわかりませんが、そこの立米は計算すればわかるかもしれませんが、これぐらいは支えきるよというところで、私もちょっと答えていただけたらと思うんですが、仮調整池でどれぐらいの立米が確保できるのか。そして、ちゃんと本来の調整池でどれぐらいの立米が、要するに水量ができるのか。そこのところをちょっとわかれば、わからなければまたいけないんですが、これ契約だから。ちょっとその辺のとこ

ろはどうなのかなというところでお答え願えたらと思うんです。だから、工事としては、シートか何かで固めるんですか、やっぱり、固めないんですか。それとも管理型と同じようにちゃんとするんですか。それともしないんですか。もうそのまま素掘りでいくんでしょうか、どっちでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 仮調整池は、ちょっと今、データはございませんが、最終的にできる調整池の量は、約1万5,000立方メートルです。1万5,000立米。だから1万5,000トン水がためられる池ということです。

構造につきましては、掘り込み型で現地盤を下に掘りこんで、高さが3メートルから4メートルの石積みを両側にして、底盤、底のほうには何も張りません。そういう工法でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） ちょっとお話を聞きたいんですが、調整池っていうのは、これは強制排水になっているわけじゃなくて、もう自然浸透っていう形でなっているっていうことでいいんでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 底にコンクリートを張らないということは浸透率も計算しております。その中で、強制排浄じゃなくて自然です、の方法でっております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） そうしたら、近隣ですね、井戸を使っている方とかそういった方たちの、そういったもう水が使えないよというような話は行っておられますか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 井戸の話はしておりませんが、この調整池につきましては、降った雨水の話で地下水をくみ上げるということではないので、井戸には影響ないと考えております。

○議長（永友 良和） 11番、後藤正弘議員。

○11番（後藤 正弘君） それでは、もう一つお聞きしたいんですが、これだけの、7,600平米の調整池ができるんですが、この近辺にはやはり鶏を飼っておられる方がたくさんいると思うんです。今、よく水鳥対策ですか、こういった辺も考慮されているのかっていうのをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 鳥対策っていうのは基本的に考えておりませんが、雨が降らなければ水がないということですので、鳥対策というのはカモとかそういう話だろうかと思っておりますけれども、今のところ、鳥対策として上にネットをすとかそういうことは考えておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号を起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第82号高鍋町工業用地造成工事（調整池工区）請負契約につきましては、原案のとおり可決されました。

日程第18．発議第5号

○議長（永友 良和） 日程第18、発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。6番、岩村道章議員。

○6番（岩村 道章君） 発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、高鍋町議会議員、岩村道章。賛成者、緒方直樹、山本隆俊、中村末子。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、一昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日。宮崎県高鍋町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣であります。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

議員のなり手がいないのは、本当に金銭だけの問題でしょうか。私たち議員は、町民の方から選挙により4年間の議員活動を付託されたものと思います。その活動に対し議員報酬があります。それで十分と思います。これをもって反対といたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について賛成の立場で討論を行います。

今、反対討論がございましたが、私はそうは思いません。これは、厚生年金制度への加入ということですが、私は以前の議員年金制度よりも厚生年金であれば、社会保険で働いていらっしゃる厚生年金に入っている皆さんと同様にしっかりと将来を保障され、そして厚生年金に入っておられた方が議員になられても、引き続き厚生年金加入となれば当然その年数も引き続きになります。私はこのように考えたときに、ただ議員のなり手がいないだけでなく、やはり議員の将来を保障していく、そういう態度は必要ではないかと考えて賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、発議第5号を起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、発議第5号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第6号

○議長（永友 良和） 日程第19、発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。提出者、高鍋町議会議員、黒木博行。賛成者、水町茂、池田堯、黒木正建、後藤正弘。

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え命を守るための基盤となる最も重要な社会資本である。特に、宮崎県においては道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高速道路を初め、道路の整備が立ちおけているため、道路網のより一層の整備促進が重要であり、そのための予算の拡充が必要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率が低減することは、地方の努力に水を差すものであるとともに、南海トラフ巨大地震の大規模災害に対する防災・減災対策、代替性確保のための道路ネットワークの整備など、道路に関して緊急的に対応すべき課題の解決にも影響を与えることが懸念される場所である。

よって、国会並びに政府におかれては、道路整備を引き続き推進するため、道路整備予算の総額確保はもとより、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成30年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備の推進が図られるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月15日。宮崎県高鍋町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 意見書で、今までひょっとしたら審議の中にきちんとなされていない部分があるかもしれませんが、嵩上げの部分っていうのは、今までずっとやってきていましたよね。今度から、また元のように戻るっていう状況があるんですが、大体高鍋町としてはどのぐらいの嵩上げ部分を望んでいるということで意見は出たのでしょうか。どうだったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） それについては出ておりません。ただ、措置がなくなると、地方負担が5%増加するということでありますので、その分を配慮し、一応全員賛成となっております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第6号を起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発議第6号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第20、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第21. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第21、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第22. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第22、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、評議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

日程第23. 閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第23、閉会中における議会活性化等調査特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会活性化等調査特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、平成29年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員